

# 財産を相続したとき

# 税金

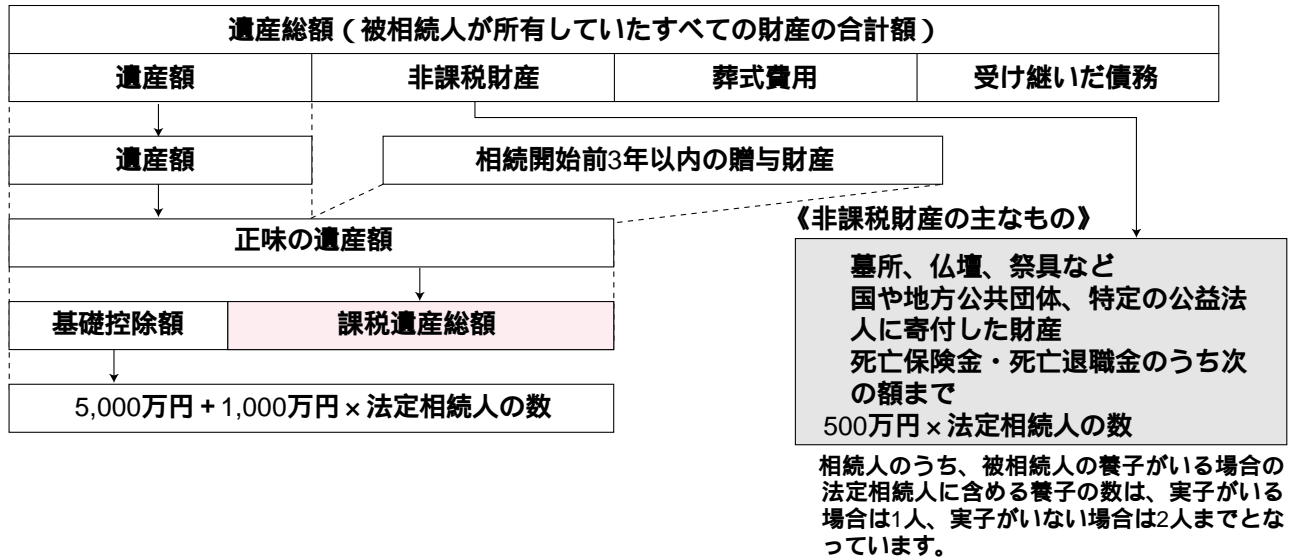
【問合先】  
岐阜南税務署  
☎271・7111

(資産課税部門)

## 相続税の仕組み

相続税は、相続や遺贈(遺言によって財産を譲ること)によって、亡くなった人(被相続人)の財産をもらったかたにかかる税金で、相続や遺贈によってもらった「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合にその超える額に対して課税されます。

つまり、「正味の遺産額」が「基礎控除額」の範囲内であれば、相続税はかかりません。



## 相続税の計算

まず、課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人別に税額を計算します。

この税額を合計したものが相続税の総額です。

この相続税の総額を、各相続人や受遺者が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分した額が、各人の相続税額です。

なお、各人の相続税額に対して、「配偶者に対する相続税額の軽減」や「未成年者控除」、「障害者控除」などの適用を受ける場合、税額が軽減されます。

## 相続税の申告と納税の期限

平成14年中に相続や遺贈によって財産を取得したかたのうち、相続税のかかるかたについては、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、被相続人の住所地を管轄する税務署に申告し、納税することになっています。

なお、相続税額が10万円を超え、かつ、納期限(納付すべき日)までに金銭で納付することが困難な場合、年賦で納める「延納」の制度があります。

また、延納によっても金銭で納めることが困難とする事由があるときは、相続した財産(物納適格財産であるなど一定の要件を満たしたものに限り)で納める「物納」の制度もあります。

いずれの制度も、納期限(納付すべき日)までに必要書類を添えて申請することになります。

